

4 予防業務の状況



(平成 29 年度実施 火災予防運動広報活動)

全国統一防火標語

- 昭和 41 年度 火の始末人にたのむな 任せるな
- 昭和 42 年度 さあ ねようアッそのまえに火の点けん
- 昭和 43 年度 あなたは火事の恐ろしさを知らない
- 昭和 44 年度 今捨てたタバコの温度が 700 度
- 昭和 45 年度 防火三百六十五日
- 昭和 46 年度 いま燃えようとしている火がある
- 昭和 47 年度 慣れた火に 新たな注意
- 昭和 48 年度 隣にも声かけあってよい防火
- 昭和 49 年度 生活の一部にしよう 火の点検
- 昭和 50 年度 幸せを明日につなぐ 火の始末
- 昭和 51 年度 火災は人災 防ぐはあなた
- 昭和 52 年度 使う火を消すまで離すな 目と心
- 昭和 53 年度 それぞれの持場で生かせ 火の用心
- 昭和 54 年度 これくらいと思う油断を火が狙う!
- 昭和 55 年度 あなたです! 火事を出すのも防ぐのも
- 昭和 56 年度 毎日が防火デーです ぼくの家
- 昭和 57 年度 火の用心 心で用心 目で用心
- 昭和 58 年度 点検は 防火のはじまり しめくくり
- 昭和 59 年度 “あとで”より“いま”が大切 火の始末
- 昭和 60 年度 怖いのは「消したつもり」と「消えたはず」
- 昭和 61 年度 防火の大役 あなたが主役
- 昭和 62 年度 消えたかな! 気になるあの火 もう一度
- 昭和 63 年度 その火 その時 すぐ始末!
- 平成元年度 おとなりに あげる安心 火の始末
- 平成 2 年度 まず消そう 火への鈍感 無関心
- 平成 3 年度 毎日が 火の元警報 発令中
- 平成 4 年度 点検を 重ねて築く“火災ゼロ”
- 平成 5 年度 防火の輪 つなげて広げて なくす火事
- 平成 6 年度 安心の 暮らしの中心 火の用心
- 平成 7 年度 災害に 備えて日頃の 火の用心
- 平成 8 年度 便利さに 慣れて忘れる 火のこわさ
- 平成 9 年度 つけた火は ちゃんと消すまで あなたの火
- 平成 10 年度 気をつけて はじめはすべて 小さな火
- 平成 11 年度 あぶないよ ひとりぼっちにした その火
- 平成 12 年度 火をつけた あなたの責任 最後まで
- 平成 13 年度 たしかめて。火を消してから 次のこと
- 平成 14 年度 消す心 置いてください 火のそばに
- 平成 15 年度 その油断 火から炎へ 災いへ
- 平成 16 年度 火は消した? いつも心に きいてみて
- 平成 17 年度 あなたです 火のあるくらしの 見はり役
- 平成 18 年度 消さないで あなたの心の 注意の火。
- 平成 19 年度 火は見てる あなたが離れる その時を
- 平成 20 年度 火のしまつ 君がしなくて 誰がする
- 平成 21 年度 消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子
- 平成 22 年度 「消したかな」 あなたを守る 合言葉
- 平成 23 年度 消したはず 決めつけしないで もう一度
- 平成 24 年度 消すまでは 出ない 行かない 離れない
- 平成 25 年度 消すまでは 心の警報 ON のまま
- 平成 26 年度 もういいかい 火を消すまでは まあだだよ
- 平成 27 年度 無防備な 心に火災が かくれんぼ
- 平成 28 年度 消しましょう その火その時 その場所で
- 平成 29 年度 火の用心 ことばを形に 習慣に
- 平成 30 年度 忘れてない? サイフにスマホに火の確認

予 防 業 務 の 概 要

平成 30 年 4 月 1 日現在、管轄地域における防火対象物は 6,891 対象物、危険物施設は 553 施設である。

地域別では、防火対象物は「三島市」3,478 対象物、「裾野市」1,889 対象物、「長泉町」1,524 対象物で、危険物施設は「三島市」148 施設、「裾野市」255 施設、「長泉町」150 施設である。

防 火 管 理 実 施 概 要

消防法は、学校、病院、工場、百貨店等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届出なければならないことを定めている。

また、防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならない。

平成 30 年 4 月 1 日現在の管轄地域の防火管理状況は、防火管理者選任率 82.3%、消防計画作成率 77.8%となっている。

違反対象物公表制度

平成 29 年 4 月 1 日、重大な消防法令等違反のある建物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公開する「違反対象物公表制度」の運用を開始した。

これは、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物の関係者による防火安全体制の確立を促すことを目的としている。

対象となる建物は、劇場、映画館、飲食店、物品販売店、ホテル、病院及び社会福祉施設等不特定多数の者が利用する建物で、消防用設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備について、設置義務があるにも関わらず、当該設備を構成する機器等が一切設置されていない建物となる。

当該建物については、違反が是正されたことを確認できるまでの間、富士山南東消防本部ホームページへの掲載により、建物の名称及び所在地、違反の内容等の情報が公表されることとなる。

(平成 29 年度)

違反対象物公表件数	0 件
-----------	-----

防火対象物数及び査察状況

(平成29年度)

防火対象物の区分 (対象物数)		項目	防火対象物数			査察実施数	防火管理者選任義務対象物数	防火管理者を選任している防火対象物数		消防計画を作成している防火対象物数		
			計	三島市	裾野市			長泉町	選任率(%)	届出率(%)		
合計			6,891	3,478	1,889	1,524	1,272	1,482	1,219	82.3	1,153	77.8
1	イ	劇場等	6	3	2	1	5	5	5	100	5	100
	ロ	公会堂等	135	50	55	30	24	133	127	95.5	121	91.0
2	イ	キャバレー等										
	ロ	遊技場・ダンスホール	26	8	12	6	4	21	21	100	21	100
	ハ	性風俗店舗等										
3	イ	待合・料理店										
	ロ	飲食店	128	68	37	23	21	104	83	79.8	73	70.2
4		百貨店・マーケット	227	105	71	51	65	167	136	81.4	126	75.4
5	イ	旅館・ホテル等	47	15	25	7	44	27	27	100	27	100
	ロ	共同住宅等	2,716	1,430	609	677	122	207	169	81.6	155	74.9
6	イ	病院等	102	58	26	18	63	34	34	100	34	100
	ロ	老人短期入所施設等	59	35	13	11	20	56	56	100	55	98.2
	ハ	老人デイサービス等	104	58	27	19	29	73	72	98.6	71	97.3
7	イ	幼稚園・盲学校等	31	16	10	5	9	26	25	96.2	25	96.2
	ロ	学校・各種学校	189	105	64	20	68	60	57	95.0	57	95.0
8		図書館等	17	5	1	11	2	8	7	87.5	7	87.5
9	イ	蒸気・熱気浴場等	1	1			1	1				
	ロ	公衆浴場	4	2	2		3	2	2	100	2	100
10		停車場等	6	4	2							
11		神社・寺院・教会	89	71	18		8	35	14	40.0	13	37.1
12	イ	工場・作業所	981	408	332	241	204	82	73	89.0	69	84.1
	ロ	映画・テレビスタジオ										
13	イ	駐車場等	50	27	12	11	15					
	ロ	飛行機等の格納庫	1		1							
14		倉庫	354	117	114	123	85	7	6	85.7	6	85.7
15		その他の事業所	703	350	208	145	180	123	98	79.7	97	78.9
16	イ	特定複合用途	582	377	145	60	214	258	166	64.3	154	59.7
	ロ	特定以外複合用途	329	163	101	65	83	49	37	75.5	31	63.3
16の2		地下街										
16の3		準地下街										
17		文化財等	2	1	1		2					

消防同意の事務処理状況

消防同意は、消防が防火の専門家という立場から建築物の火災予防について、設計の段階から関与して建築物の安全性を高めるために設けられた制度である。消防は、建物の建築確認に際しての同意などを通じて防火、防災に対する指導を行っている。

(平成29年度)

申請要旨 (件)	合 計	三島市			裾野市			長泉町		
		小計	指導 無し	指導 有り	小計	指導 無し	指導 有り	小計	指導 無し	指導 有り
合計	266	132	23	109	73	25	48	61	9	52
新築	226	110	17	93	61	20	41	55	8	47
増築	37	20	6	14	12	5	7	5	1	4
改築										
用途変更	3	2		2				1		1
修繕										

消防用設備等の検査状況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設であり、火災による被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために不可欠なものである。

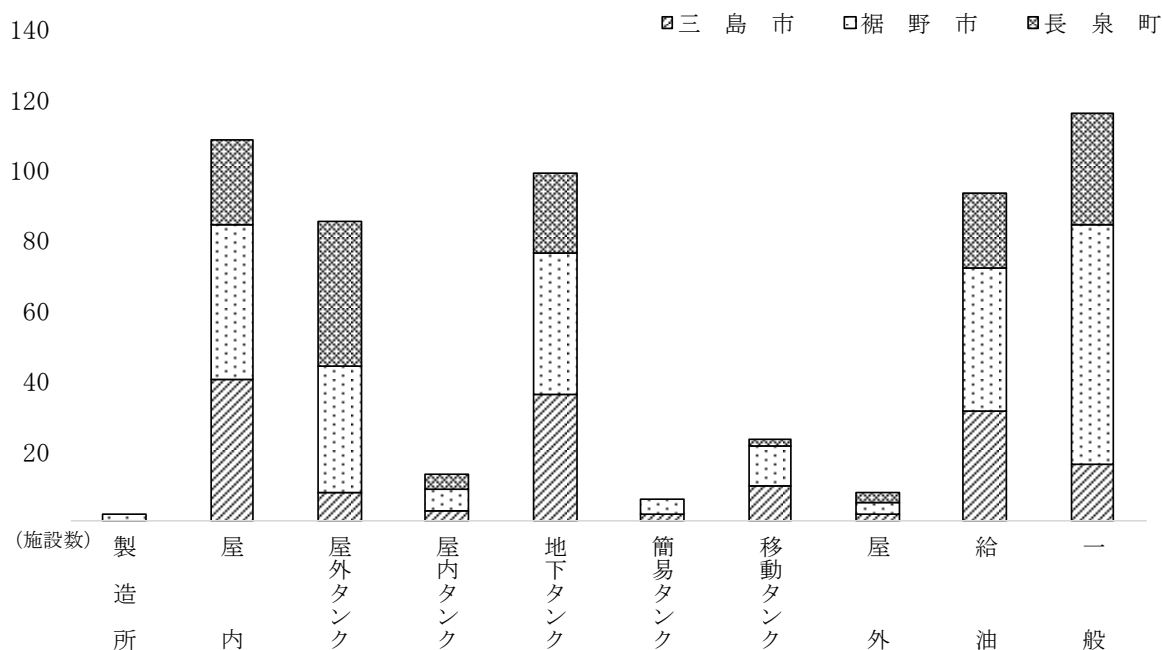
(平成29年度)

(件)	合 計	消火設備						警報設備				避難設備			消火活動上 必要な施設			
		消 火 器	屋 内 消 火 栓 設 備	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	特 殊 消 火 設 備	屋 外 消 火 栓 設 備	動 力 消 防 ポ ンプ	自 動 火 災 報 知 設 備	火 災 通 報 装 置	非 常 警 報 設 備	漏 電 火 災 警 報 器	避 難 器 具	誘 導 灯	誘 導 標 識	消 防 用 水	非 常 コ ン セ ン ト 設 備	連 結 送 水 管	連 結 散 水 設 備
合計	431	65	17	7	3	2	3	190	26	18	1	8	69	17		2	3	
三島市	162	32	5	3	3		1	59	12	10		3	21	11		1	1	
裾野市	111	15	7	1			2	46	8	4	1	1	23	2			1	
長泉町	158	18	5	3		2		85	6	4		4	25	4		1	1	

危険物施設数

(平成29年度)

区分	種別	合計	製造所	貯蔵所							取扱所	
				屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	一般
合計(施設)		553	2	108	85	13	99	6	23	8	93	116
地域別	三島市	148		40	8	3	36	2	10	2	31	16
	裾野市	255	2	44	36	6	40	4	11	3	41	68
	長泉町	150		24	41	4	23		2	3	21	32
倍数別 ⁴	5倍以下	201		54	24	10	43	5	18	6	5	36
	5倍を超え 10倍以下	123	1	25	12	3	26	1	1	2	14	38
	10倍を超え 50倍以下	127		21	26		19		3		36	22
	50倍を超え 100倍以下	41	1	5	11		8		1		5	10
	100倍を超え 150倍以下	10		2	2		2				2	2
	150倍を超え 200倍以下	10		1	2		1				5	1
	200倍を超え 1,000倍以下	38			6						26	6
	1,000倍を超え 5,000倍以下	3			2							1
	5,000倍を超えるもの											



⁴ 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表第1で定める指定数量で除して得た数値である。

危険物関係事務処理状況

(平成29年度)

区分	種別	合計	製造所	貯蔵所							所扱取		左記以外 ⁵
				屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	一般	
合計(件)		370	9	15	7	1	20	2	5	2	34	273	2
地域別	三島市	46		5	2		5		4	2	21	7	
	裾野市	239	9	10	3		15	2			10	189	1
	長泉町	85			2	1			1		3	77	1
事務処理区分別	設置	許可	9		4				1	1	1	1	1
		完成	11		5			1	1	1	1	1	1
	変更	許可	103	3	2	2		4				10	82
		完成	102	3	2	1	1	4				10	81
	常置場所変更	許可	1							1			
		完成	2							2			
	仮使用承認	98	3	2	1		3				8	81	
	仮貯蔵・仮取扱承認	10					6				3		1
	水張検査	31			3							27	1
	水圧検査	3					2				1		

⁵ 仮貯蔵・仮取扱承認の項目欄の左記以外とは、許可施設以外の場所の承認数をいう。
水張検査の項目欄の左記以外とは、許可施設以外の場所の検査数をいう。

消防法による届出状況

(平成29年度)

根拠条文	届出の種類	届出件数 (件)			
		合 計	三島市	裾野市	長泉町
法第9条の3	圧縮アセチレンガス等の貯蔵・ 取扱いの届出	71	33	26	12

火災予防条例による届出状況

(平成29年度)

根拠条文	届出の種類	届出件数 (件)			
		合 計	三島市	裾野市	長泉町
合 計		1302	633	446	223
条例第23条	火の使用に関する制限等	40	22	10	8
条例第43条	防火対象物の使用開始の届出等	176	118	24	34
条例第44条	火を使用する設備等の設置の届出	26	16	5	5
条例第45条	火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出	295	130	121	44
条例第45条	煙火の打上げ又は仕掛け	128	28	98	2
条例第45条	催物の開催	1	1		
条例第45条	水道の断水又は減水	36	16	6	14
条例第45条	道路工事	440	235	112	93
条例第45条	露店等の開設届出書	86	49	24	13
条例第46条	指定数量未満の危険物等の貯蔵 及び取扱いの届出等	74	18	46	10

